

## 貸倒引当金

売掛金や貸付金等の債権を有する組合が貸倒等による債権の回収不能見込額として貸倒引当金を計上した場合、税法上、個別評価する債権に係る繰入限度額と一括評価する債権に係る繰入限度額の合計額に達するまでの金額を損金の額に算入することができる。なお、当期末に計上する貸倒引当金は前期末貸倒見積額と当期末貸倒見積額との差額を繰り入れる補充法により処理しなければならない（中小企業等協同組合法施行規則第104条）。

仕訳例 事業年度末日を3月31日とする。

（前期3/31）債権の回収不能見込額として貸倒引当金を計上した。

（借方）貸倒引当金繰入 50,000 （貸方）貸倒引当金 50,000

（当期3/31）当期末に計上した貸倒引当金30,000円と前期末に計上した貸倒引当金の残高（貸倒れがなかったので50,000円）との差額20,000円を戻入れ、貸倒引当金を減少させる。

（借方）貸倒引当金 20,000 （貸方）貸倒引当金戻入 20,000

貸借対照表への表示

〔資産の部〕	〔負債の部〕
流動資産	
売掛金 5,000,000	
貸倒引当金 △ 30,000	

損益計算書への表示

〔費用の部〕	〔収益の部〕
	特別利益
	貸倒引当金戻入 20,000

繰入限度額

※ 個別評価する債権に係る繰入限度額

全部又は一部について債権の回収の見込みがないと認められている次の債権（個別）の金額の合計額が繰入限度額となる。

- ① 債務者に次の事由が発生した場合の債権の額（当該事由が発生した事業年度終了の日の翌日から5年以内に弁済されることとなっている等の金額を除く。）
  - ア. 会社更生法又は金融機関の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生計画認可の決定
  - イ. 民事再生法の規定による再生計画認可の決定

ウ. 会社法の規定による特別清算に係る協定の認可

エ. 上記の事由以外で財務省令で定めたもの

- ② 債務者の債務超過が相当期間継続しその事業の好転の見通しがなく、災害、経済事情の急変等により多大な損害が生じたことその他の事由が生じていることにより取立ての見込みがないと認められている債権（①の対象債権を除く。）の一部の金額
- ③ 債務者に次の事由が発生した場合の債権（①、②の対象債権を除く。）の額の50%に相当する金額

ア. 会社更生法又は金融機関の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続き開始の申立て

イ. 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て

ウ. 破産法の規定による破産手続開始の申立て

エ. 会社法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立て

オ. 上記の事由以外で財務省令で定めたもの

(注) 法人については、平成24年4月1日以後、適用法人が中小法人等に限定される。

※ 一括評価する債権に係る繰入限度額

① 法人

一括評価する債権の繰入限度額は、一般売掛債権等（上記の個別評価する債権を除いた債権）をもとに、次の算式に基づき計算された金額となる。

事業年度終了時の一般売掛債権等の帳簿価額 × 貸倒実績率（過去3年間の平均）

② 個人

年末における売掛金等債権の額（上記の個別評価する債権を除いた債権）に対して5.5%（金融業にあっては3.3%）を限度として必要経費に算入することができる。

中小企業等の貸倒引当金の特例

- ① 中小企業等（資本又は出資の金額が1億円超の普通法人と相互会社を除く全ての法人が対象であり、協業組合、企業組合を除く事業協同組合等は出資総額にかかわらず全て適用）は、「一括評価する債権に係る繰入限度額」を貸倒実績率に代えて次の法定繰入率を用いて算出することが認められている。

卸売・小売業（飲食店業，料理店業を含み割賦販売小売業を除く。）	10
製造業（電気業，ガス業，熱供給業，水道業，修理業を含む。）	8
金融・保険業	3
割賦販売小売業，割賦購入あっせん業	13
その他の事業	6

(注) 表中の数値は「%」ではなく「千分比」である。

事業年度終了時において大法人（資本金5億円以上の法人等）との間にその大法人による完全支配関係がある中小法人については適用されない。

- ② 平成24年4月1日以後は、繰入限度額を16%→12%に引き下げた上、適用期限が3年間延長された。